

<連絡先>

一般財団法人医療関連サービス振興会 事務局

TEL 03-3238-1862

URL <http://www.ikss.net>

医療関連サービスマーク認定について

令和2年6月1日

○ 医療関連サービスマーク制度について

医療関連サービスマーク制度は、医療関連サービスに関して、医療の特質や国民の生命・身体への影響を踏まえて、一定の認定要件を定め、この要件に適合する良質の医療関連サービスに対して医療関連サービスマークの認定を行い、当該サービスを提供する事業者に認定証を交付することにより、良質な医療関連サービスの提供及び普及を図り、もってわが国の医療の健全な発展に寄与することを目的としています。

医療法第15条の3第1項第一号では、検体検査の業務を委託するときは、臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の登録を受けた衛生検査所の開設者に委託しなければならないと規定しており、また、医療法第15条の3第2項では、医療機関が医師等の診療などに著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託するときは、厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならないと規定しています。当該制度は、良質な医療関連サービスの提供に必要な要件を認定基準として定め、この基準を充たすサービスに対し、医療関連サービスマークを認定しているものです。この認定基準は、厚生労働省令で定める基準を採り入れ、当振興会独自の基準をプラスして、良質なサービスが確保されるよう構成されています。

今回 6月1日付認定への申請書類は323件受理いたしました。更新事業者45件・新規事業者4件から新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延のおそれがある状況下において、感染拡大防止のために実地調査指導を延期してほしい旨の申し出等があったことから、実地調査指導を行わないこととしました。当該事業者への救済措置として更新事業者は認定期間を4ヶ月間延長、新規事業者は、次回令和2年10月認定分と合わせて実地調査指導を行い審査することとしました。

一般財団法人医療関連サービス振興会は、6月1日付けで医療関連サービスマークの認定を行った。なお、認定を行った事業者名等は、別添認定事業者リストのとおり。

認定を行った事業者等数

業務の区分	6月1日認定数			認定有効事業者等の総数	
	更新	新規	計		[参考]
在宅酸素療法における酸素供給装置の保守点検業務 (第90回)	30	—	30	197	(198)
院外滅菌消毒業務 (第81回)	4	1	5	51	(50)
院内滅菌消毒業務 (第40回)	1	—	1	36	(36)
寝具類洗濯業務 (第88回)	68	2	70	251	(252)
患者等給食業務 (第82回)	22	2	24	177	(177)
患者搬送業務 (第37回)	—	1	1	3	(2)
院内清掃業務 (第78回)	125	13	138	1,445	(1,443)
衛生検査所業務 (第77回)	17	1	18	121	(123)
医療用ガス供給設備の保守点検業務 (第76回)	33	1	34	253	(254)
医療機器の保守点検業務 (第36回)	2	—	2	5	(5)
計	302	21	323	2,539	(2,540)

※ 認定有効事業者等の総数[参考]欄の()内数字は令和2年2月1日付認定有効数